

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
七城支所 ☎0968(25)1080
旭志支所 ☎0968(25)3334
泗水支所 ☎0968(25)2155

農地の貸し借り・売買には許可が必要です

農地（田や畑）は自由に借りたり、買ったたりすることはできません。農業委員会への申請、許可が必要です。農業委員会の許可がなければ、農地を買っても登記ができません。

■農地を借りたり、購入したりできる人の主な要件

- ① 農地の全てについて耕作すると認められること
- ② 耕作など必要な農作業に常時従事すると認められること
- ③ 50 a（ \parallel 5反 \parallel 5千 m^2 ）以上を耕作すること

※ただし、旧菊池市区域については20 a（ \parallel 2反 \parallel 2千 m^2 ）以上を耕作すること。

農地所有適格法人も農地の購入ができます。農地所有適格法人以外の法人は、条件付きで借りることができます。

農地の売買には優遇措置があります

売買する農地が農用地区域内にあり、農地を買う人が▼農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている▼経営面積が基準をクリアしている

る、などであれば、農業経営基盤強化促進法による優遇措置を受けることができます。

■優遇措置の内容

- ① 農地を売った人は、税金（譲渡所得税の800万円まで）の特別控除が受けられます。
- ② 農業委員会事務局が所有権移転登記を行いますので、登記の費用が安くなります。
- ③ 農地を買った人は、不動産取得税の3分の1が控除されます。

農地を転用するには許可が必要です

自分の農地であっても、家や店舗、畜舎や倉庫など、2 a（ \parallel 2畝 \parallel 200 m^2 ）以上の農業用施設を建てたり、資材置場や駐車場、山林などに転用する時には、申請と許可が必要です。

① 所有者が自分の所有する農地を転用する場合↓農地法第4条許可申請

② 所有者以外の人が農地を転用する場合↓農地法第5条許可申請

農地の売買・貸借・転用を予定している人は、事前に農業委員会にご相談ください。

※許可できない場所もあります

12月の申請締切日は12月18日(水)です

農地の売買や賃貸借、農地転用の申請を予定している人は、農業委員会総会に諮る必要がありますので、忘れずに申請してください。毎月25日を締切としています。12月は年末年始をはさむため締切が早くなっています。

申請締切日 12月18日(水)

農地の相続には届け出が必要です

相続などによって農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届け出を行ってください。

届け出の際は、法務局から発行される「登記完了証」など、相続したことが確認できる書面を持参してください。自ら耕作できない場合は、農業委員会でも貸し借りのあつせんを行います。

